

1 前計画における取組みの状況

前計画では、サービス見込量の確保の方策として9点について取り組むこととしており、その取組み状況は次のとおりです。

■障がい福祉サービスと相談支援のサービス見込量の確保

(1) 事業者への情報提供等

事業者に対しては、新体系サービスへの移行に関するアンケート調査などにより新体系への移行計画を把握するとともに、円滑な移行に向けて障がい福祉サービスの内容や整備状況などに係る情報の提供を行ってきました。

また、サービスの提供については、これまでの社会福祉法人等による障がい福祉関係事業者を中心とした形態に加えて、障害者自立支援法による規制緩和に伴い、NPO法人等の多様な事業者の参入により展開されています。

(2) 小規模作業所等の新体系サービスへの移行支援

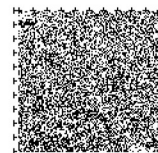
障害者自立支援法の施行前の地域共同作業所19施設のうち、16施設については、平成18年度中に新体系サービスである就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センターに移行しました。

なお、移行していない3施設については、2施設は利用者数の減少により、廃業または自主営業をしており、1施設は今後の移行をめざしています。

(3) グループホーム等の整備の促進

障害者自立支援法施行後の新たなグループホームやケアホームの整備については、社会福祉法人による知的障がい者対象の事業所が4か所で定員19人分、NPO法人による精神障がい者対象の事業所が1か所で定員4人分が整備されました。

また、施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を促進するため、地域に



おける障がいの理解の促進を目的に、ノーマリー教室や障がい者週間記念事業等を開催し、ノーマライゼーションの理念の普及に努めてきました。

(4) 障がいのある人の就労の促進（福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある人の一般就労を目的とする事業や福祉的就労の場の確保については、旧体系福祉施設や小規模作業所から移行した就労に関する事業所は、就労移行支援事業が3か所で定員32人、就労継続支援事業（A型）が2か所で定員20人、就労継続支援事業（B型）が8か所で定員180人となっており、サービス提供基盤が拡大されています。

(5) 精神障がい者施策の充実

精神障がいのある人を抱える家族や地域住民を対象として、病気と障がいの正しい知識・情報を提供することを目的に「精神保健家族セミナー」や「精神保健講演会」を開催しているほか、地域での支援を進めることを目的に「精神保健ボランティア養成講座」を開催してきました。

また、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行については、主たる移行の受け皿であるグループホームやケアホームの整備が進んでいないことや本人・家族の退院に対する不安解消が難しいことから、移行者が少ない状況にあります。

(6) 相談支援体制の整備

相談支援の体制については、市が委嘱している障がい者相談員や市が委託している相談支援事業者のほか、市の相談窓口においても、ケアマネジメントを必要とする事例等に対応するため、専門職員を配置してきました。

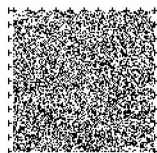
なお、サービス利用計画の作成については、福祉施設から地域生活への移行がまだ本格化していないことから、実績がない状況です。

解 説

・障がい者週間

毎年12月3日から12月9日までの1週間。

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、平成7年度から設けられた。



■地域生活支援事業のサービス見込量の確保

(1) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障害者自立支援法の施行前に実施していた事業を継続して行うものであることから、サービス水準が低下することのないように努めたほか、移動支援事業については、利用者からのニーズに応え対象範囲の拡大を図りました。

(2) 相談支援事業の充実

相談支援体制の整備と同様、障がい者相談員、相談支援事業者および市の相談窓口を中心に、関係機関と連携しながら地域の障がいのある人からの相談に応じてきました。

また、平成19年5月に設置した函館地域障害者自立支援協議会においても、相談支援のネットワーク化を図っています。

(3) 地域自立支援協議会の設置

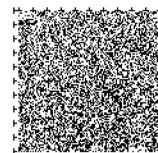
困難事例への対応方法の検討や関係機関のネットワークの構築などを進めるため、2市1町（函館市・北斗市・七飯町）で、平成19年5月23日に函館地域障害者自立支援協議会を共同設置し、分野別専門部会を定期的を開催するなど、各分野における学習会や課題の検討を進めているほか、具体的な困難事例への対応について検討を行ってきました。

2 本計画における重点的な取組み

サービス見込量等の確保のため、本計画では、前計画での取組みとその実施状況を踏まえ、次の事項について重点的に取り組むこととします。

(1) 情報提供の推進

事業者に対しては、平成20年11月に、今後の事業実施の意向について調査を



実施しておりますが、今後においても旧体系施設の移行の状況や新たに生じる意向を随時把握し、事業の実施に係る情報の提供に努めるとともに、本計画における見込量を踏まえながら、サービス提供体制の整備を図っていきます。

また、障がいのある人に対しては、相談支援事業を通じ、サービスの利用等に関する必要な情報を適切に提供する体制づくりを進めます。

(2) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身近な存在である障がい者相談員の活用を促進するとともに、市の障がい者総合相談窓口、民間の相談支援事業者やサービス提供事業者および当事者、家族の連携・協働による重層的な相談体制の整備を図るため、引き続き、函館地域障害者自立支援協議会を中心とした関係機関による支援を推進します。

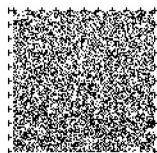
また、障がいのある人の福祉施設から地域生活への移行等において、一定期間に集中的な支援が必要となる場合には、サービス利用計画を作成し、継続的な支援を行います。

函館地域障害者自立支援協議会においては、これまでも困難事例への対応方法の検討などを行ってききましたが、今後は、相談支援事業における中核的な機関として、障がいのある人からの相談を通じたさまざまな課題の解決や福祉サービスの利用援助を行うなど、障がいのある人が地域で安心して生活するために必要な支援を協議する場として、一層の機能の強化に取り組みます。

(3) 地域の生活基盤・生活環境の整備

施設入所者の地域生活への移行について積極的に取り組むよう、事業者に対して働きかけるとともに、国の補助金制度の活用などを通じ、居住の場となるグループホームやケアホームの整備を促進します。

また、障がいのある人の円滑な地域生活への移行を進めるため、引き続き、ノーマリー教室の開催など、ノーマライゼーション推進事業の充実・強化を図りながら、地域における障がいへの理解を促進します。



(4) 障がいのある人の就労の推進

就労移行支援，就労継続支援（A型）の事業については，今後も旧体系事業から移行する事業所が予定されていることから，これらの円滑な移行を支援するとともに，すでに就労継続支援（B型）に移行している事業者に対しても，就労移行支援，就労継続支援（A型）への事業展開を促すほか，一般就労については，就労先の確保を図るため，函館地域障害者自立支援協議会を中心に，函館公共職業安定所（ハローワーク函館）や函館障がい者就業・生活支援センター（すてっぷ）などのネットワークの構築など，就労に向けた環境の充実を図ります。

また，平成20年3月の地方自治法施行令の改正により，地方自治体と障がい者支援施設等との随意契約の範囲について，物品の購入から役務の提供にまで拡大されたことから，就労機会の拡大と就労事業の受注機会を確保するため，業者選定等を所管する財務担当部局と連携し，発注可能な業務の検討を行います。

(5) 精神障がい者施策の充実

前計画に引き続き，北海道や医療機関等の関係機関との連携を通じ，入院から地域生活への移行に向けた支援のほか，移行の受け皿であるグループホーム等の整備の促進を図ります。

また，精神障がいのある人の地域生活への移行においては家族や地域住民の理解を高めることが重要であることから，今後も「精神保健家族セミナー」などを継続して実施し，精神障がいの正しい知識および精神保健についての普及啓発に努めます。

(6) 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業については，これまで実施してきた事業の継続を基本としながら，利用者等からの意見聴取に努めるなど，新たなニーズや課題を的確に把握し，障がいのある人の自立と社会参加を支援するための事業の実施に努めます。

また，地域活動支援センターについては，障がいのある人の利用状況や事業者の意向を踏まえながら，障がい福祉サービス事業への移行を促進します。

